地方公聴会 委員会 ΙN 山

平成26年5月12日 甲府富士屋ホテル 昇仙閣

|梨県

とを御礼申し上げます。 きます。 それでは、 質問に移らせて

私は、心より尊敬申し上げておりま現役の登山家でいらっしゃいます。 を初め、 ださり、 す。 えてくださっておりまして、 オニアとして、ヴァンフォ は大臣表彰を受賞されておられま 間地域医療に献身的にお取り組みく す。また、 医師会会長今井立史先生は、 山梨県のスポー 救急医療功労者として昨年 スポーツドクタ -ツ選手を支ノオーレ甲府 。 の
パ 今でも

皆様も確実に復興へお気持ちを向けきな被害の悲嘆の中から、営農家の

豪雪に見舞われた山梨県ですが

今年は気象観測始まって以来の

きますことに心から感謝申し上げま ては、地方公聴会を開催していただ

厚生労働委員の先生方にお

まし

輝く山梨県に、 でございます。

後藤委員長様を初め、

自由民主党の堀内韶子

本日は、

この新緑が

状によってどの病院に入院されるのていきます。その際、患者さんの病 ただきます。 の治療、通院を通じて病を乗り越え ただきます。そして退院し、在宅でてお医者さんに手術や治療をしてい かが決まってまいります。 患者さんは、ご病気の際、

関が高度急性、 してリハビリと、 この度の法律改正では、 そして急性、慢性そ その病気を探り、 各医療機

いただきまして、厚生労働委員会地曜日という日にこのようにお集まり

方公聴会にお越しいただきましたこ

様におかれましても、

週の初め、

を心より御礼申し上げます。

関係各位の皆様、

傍聴人の皆 そして 多忙の中お越しいただきましたこと 陳述の先生方におかれましては、ご

申し上げます。また、

本日は、

意見

導いただきましたことを重ねて御礼

た議員各位の皆様に、

いろいろご指

つきまして数多くの支援をいただい

てくださっております。

災害復興に

い ただ

山梨県医師会会長 今井立史 先生

告していただき、高齢化到来時の将能的に把握し、そしてそれを県に報さらに受け入れる病院の病床を機

請や命令を行うこととされており がその中心的役割を担われますが、 て医療機関の皆様、看護師さん皆様を最もよくご存知のお医者様、そし 方で県が もちろん、患者さんと、そして病 一定の役割を果たし、 要

いらっしゃいますでしょうか。生はどのようなご意見をお持ちで こうした仕組みについて、今井先

ものです。

ビジョンの策定を進めようとする 来を見定めて、県とともに地域医療

○今井先生 ご質問いただきまして、恐縮してお に、最初のところは過分なお褒めの に、最初のところは過分なお褒めの でありがとうございます。そしてま

れども、ここで一般的には、とりあれども、この趣旨になっているんですけの他のものについての扱いが非常の他のものについて、そして一般救急そが混乱していて、そして一般救急そが混乱していて、そして一般救急その地のものについないという問題、それから連携ということになると思うんち連携ということになると思うんち連携ということになるという問題、それか病床の機能区分という問題、それか病床の機能区分という問題、それかられた、要するに



ては、 いては、地或ります。えず病院の機能を区分することに りなさいということで、非常にい で特色を持ったものを考えながらや ら押さえつけるんじゃなくて、 なっておりまして、そのことについ **うにしていこう、というシステムに** そしてそれに従って現場の関係者を んじゃないかなと思うんですね。 含めて協議して、 ず地域ビジョンをつくりなさいよ、 そんなことで、 非常に民主的というか、 そういうことを背景に、 そしてこういうふ 私ども医師会とし 地域 上か ま い つ

そんなことで、私ども医師会としております。

○堀内委員 貴重なご指摘、ご意見、ありがとうございました。

た。 携が大切と改めて認識いたしましります。十分な機能分化、そして連います。十分な機能分化、そして連ョンの策定は、この法律の要でござョンの策定は、この法律の要でござ

す。
かりと充当することになっておりま
費税を医療と介護、社会保障にしっ
費税を医療と介護、社会保障にしっ
す。消費税が八%となりました。消
すの質問に移らせていただきま

この法律で、消費税から五百四十 この法律で、消費税から五百四十 この法律で、消費税が表示を
高計九百四億円で基金が創設されます。そして、その基金は、病床の機
は必要な事業、そしてまた医療従
あに必要な事業、そしてまた医療従
あに必要な事業、そしてまた医療従
あに必要な事業、そしてまた医療従
あに必要な事業、そしてまた医療従
あに必要な事業、そしてまた医療従
あに必要な事業、そしてまた医療従
あに必要な事業、そしてまた医療従
あに必要な事業、そしてまた医療従
あに必要な事業、そしてまたの表

見をお聞かせ願いたいと思います。になっていらっしゃいますか。ご意になっていらっしゃいますか。ご意になっていらっしゃいますか。ご意になっていらっしゃいますが。ご意になっていらっしゃいますがに活用されるため

〇今井先生 ご質問いただきまして の意味を考えてこの法案の趣旨に沿 を資金を用意していただいたという問 題ですが、とりあえず、まずこうし を資金を用意していただいたという の意味を考えてこの法案の趣旨に沿 の意味を考えてこの法案の ありがとうございます。この特別支 おります。

なると、 う資金が特に民間に十分使われて、 分が区分を変えているということに うことになりますと、高度機能の部 こういうふうに機能区分をするとい ていけば、まあまあやりやすいかなそういうインセンティブにつながっ 場所になると、かなり混乱するの ますし、多分、ビジョンをつくってといけないというような問題もあり すね。例えば、改修、改築をしない はないかというふうに思います。 いこうということになって、 いう意味でも、 さまざまな費用が発生しま ド面に関してですが、 できるだけこうい 9るので 実行の そ

また、これから受け皿づくりということで、在宅医療を推進していくうことで、在宅医療を推進していくちのということに関しましても、各地区ということに関しましても、各地区とが会にそういう受け皿づくりのというふうに考えております。

そしてそれを中心に、総括するような医療、介護の拠点をつくりたいるんじゃないかと思います。こういうものを市民、県民の皆様に対してうものを市民、県民の皆様に対してうものを市民、県民の皆様に対してきるようなとこれを中心に、総括するような医療、介護の拠点をつくりたい

科の創設などにも細やかな手当てば、救急医療の充実、または産婦人充てる。例えば、この山梨県でいえ情に即して医療提供体制の整備にした。厳しい財源の中で、地域の事の堀内委員 ありがとうございま

しくお願いいたします。めてまいる所存でございます。よろめてまいる所存でございます。よろが実現されるよう、国政の場から改

す。あと一つ質問させていただきまた。あと一つ質問させていただきま

要が出てまいります。しても在宅での医療体制の充実の必だまだ医療の助けが必要です。どうだまだ医療の助けが必要です。どう

問させていただきます。
思者さんはもとより、ご高齢者の問させていただきます。在宅医療・介変を受けていきたいと思っていら深い地域で、自宅で安心した医療と深い地域で、自宅で安心した医療と深い地域で、自宅で安心した医療と深い地域で、自宅で安心した医療と深い地域で、自宅で安心した医療と深い地域で、自宅で安心した医療と

受けていただきたい安心した医療や介護を

保できていない、全体的な人手が足 看護師さんの数が足りない、質も確 りていないという現状があります。 だまだ訪問看護ステーションが足 支える看護師の方々の現場では、ま ただきますと、例えば、在宅医療を ご評価をお伺いしたいと思います。 介護のご研究で日本の第一人者で 部部長、日本の看護学また認知症の いらっしゃいます。先生のご所見と もう少しポイントを絞らせてい 流石先生は、山梨県立大学看護学

ため、 四時間、在宅の方のニーズに応える 支援も大切なことだと思っており なれるよう、新卒訪問看護師養成の 在宅医療を責任持って担う人材と 必要となります。多くの新人の方に りないという状況が続いています。 ので、お風呂の中でも携帯を手放す にいても対応しなければならない ことができないというお話も伺 訪問看護では、豊富な臨床経験が 現場の看護師の方々は、二十 いわゆる拘束日となれば、家

ます。

いらい の医療・介護連携の新しい法律改正に このような現状の下、流石先生はこ らっしゃいますでしょうか。 て、どのようなご所見をお持ちで



います。 〇流石先生 ご質問ありがとうござ

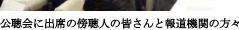
を支えるということが大事かと思っ 種が連携をしながら切れ目なく生活 にこれからの髙齢社会、いろいろな職 ております。 今のご質問にもありましたが、本当

のところのプロセスを、アセスメント ては、そこで、 訪問看護ステーションにつきまし 一人で全ての訪問場面

> 調整をしながら次の活動につなげて を担っております。 いくということで、非常に多くの役割 わった後は、戻ってから、いろいろなからケアの実施まで、そしてまた、終

で行ってくださいました。うちの大学 の訪問看護師の採用を看護協会の方 ところですが、今回、 これからも大変期待をされている 山梨県でも新卒





課題であるかなというふうに思い含まれておりますが、本当に今後 護師の特定行為等に関する研修等も 本当に今後の ま

ながら、 に落ちついております。本当に施行いの間に研修の形で、現在のあり方 すが、 りますけれども、 べきではないかなというふうに私個 になるまでにたくさんの情報を集め つきましては、ちょっと話がそれま 人としては考えております。 看護師の特定行為に関する研修に 資格認定の話から始まってお 評価をして、 אוונאנא) 慎重に進める 四年くら

この法案でも入っておりますが、

としてのキャリア形成、

それから、 看護師

れる部分でもあります。

その一方、

非常にたくさんの責任を

ろうなと思っておりますけれども、 な方面にまだ発展をしていくんだ ですが、私どもの方でも考えており

そんなことで、これからいろいろ

りして今後につなげていきたいと

合って、

よりよい地域の包括的ケア

質問を終わらせていただきます。 が構築されますことを望みまして、 の専門の方々、多くの方々が協力

剤師の先生、 り巻く医師の方々、

の先生、看護師さん、介護支援いく医師の方々、歯科医師また薬患者さんやご高齢者の方々を取

ありがとうございまし

いうふうに、

協会の方でももちろん

らったり、

そのプロセスを評価した

まだ事業が始まったばかりですが させていただいております。

現在、

た。

から二名の卒業生がそこに就職を

一つ一つ教育の場にも還元しても

山梨県立大学看護学部部長

おりませんが、

以上です。

すみません、

的確な回答になって

5

4